

---

# 令和7年2月18日 部長会議

---

開催日時	令和7年2月18日(火) 午前9時00分から午前10時35分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、辻川副市長、南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、建設部長、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会議務局長
欠席者	建設部技監
議事概要	下記のとおり

## 1. 市長訓示

- ・2月27日から2月定例会市議会が開催される。今回は令和7年度当初予算案を審議していただくため、議案資料の内容を確認し、想定される質問への対応等、事前準備をしっかりと行っていただき、適切な対応をお願いします。
- ・年度末まで残り1年半となった。本年度の業務執行の完成に向けた取組を行うことともに、新年度に向けて課題整理や引継ぎ等をしっかりと行い、新年度を円滑にスタートできるようお願いします。
- ・先月末に総務省より、住民基本台帳に基づく2024年度の人口移動報告が公表された。滋賀県は昨年度までは転入超過であったが、今年は平成29年以来の7年ぶりに転出超過となった。草津市では昨年の1月に14万人を突破し、この1月末の人口は14万467人と増えており、転入超過の状況が続いている。2023年は1,750人の転入超過であったが、2024年は686人と勢いに陰りが出てきたところであり心配をしている。また、2023年度からは出生者数が死亡者数を下回る自然減となっているということも気になる。まちの活力、魅力を維持できるように、引続き、色々な対策や取組をお願いします。

## 2. 審議

### (1)草津市人材育成基本方針の改定について

#### 【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・1番の策定の主旨・背景として、草津市人材育成基本方針は総合計画に掲げる将来ビジョンを実現し、住民福祉の増進に繋げるため、職員の人材育成の推進について定めている。現行の基本方針が令和6年度に終了することから、次期基本方針案について審議をお願いします。2番の改定にあたってのポイントとして、1点目は、総務省が各自治体で人材育成基本方針を作成する際の参考とする指針が26年ぶりに改正されたため、指針に沿って見直しを行った。国の見直し内容としては、人材育成に加え、人材確保や職場環境を総合的に図るとともに、新たにデジタル人材の育成と確保を図ること、また、市長等経営層の積極的な関与が盛り込まれている。
- ・2点目は、国の指針の背景を踏まえ、人材確保や育成、職場環境の整備を総合的に図るため、働き方改革ロードマップのコンセプトである、働きがいの向上、働きやすさにつながる取組を基本方針に位置付けている。現在の働き方改革ロードマップの内、今後も継続して取り組む事項については、基本方針を引継ぐことを想定している。
- ・3点目に、職員アンケートの意見を方針の取組に反映している。

- ・4点目に、目指す職員像に紐づいている各職員の果たすべき役割や実践事項、求められる能力は、前回改定時のものを継承している。
- ・スケジュールについて、令和7年4月からの施行に向け、3月に議会報告を予定している。
- ・人材育成・確保基本方針策定については、策定の趣旨・背景として、本市を取り巻く環境が大きく変化する中で人材育成・確保がより一層重要になっていること、基本方針の名称を草津市人材育成・確保基本方針に改め、人材育成・確保、職場環境整備の方向性を示し、取組を進めることを記載している。
- ・人材育成・確保の方向性については、前回と変更はない。全庁的な推進体制の構築として、人材育成・確保を効果的に推進するため、市長をはじめとした経営層の強いリーダーシップのもと、職員1人1人が各々の役割と責任を認識し、連携を図りながら人材育成を推進する体制を強化し、戦略的に取り組むことを記載している。市長・副市長の役割、部長の役割、副部長の役割をそれぞれ記載している。
- ・人材育成・確保の進め方では、目指す職員像の実現に向け、人材確保、人材育成、職場環境作り、人事管理の好循環により、組織・職員の成長に繋がるよう取組を進めることとしている。それぞれの取組の方向性については、記載のとおり。
- ・デジタル人材の育成・確保では、今後、経営資源が大きく制約されることを念頭に置き、複雑、多様化する行政課題を効果的に対応するため、デジタル技術を活用した業務変革に周囲を巻き込み、チャレンジできるデジタル人材を確保・育成し、持続的な質の高いサービスの提供を目指すこととし、高度専門人材、DX推進リーダー、一般行政職員の区分毎に人材像と役割、確保目標を示している。

#### 【主な質疑・意見】

- ・職員アンケートを見ると、管理職への昇進や人事評価制度について、ネガティブな意見が多い。方針の中に、職員の意見の反映と記載しているが、どこに、どのように反映されているのか。  
⇒管理職への昇進意欲がネガティブな結果については、キャリアプランの形成の必要性が重要であり、基本方針の「キャリア形成への支援」に、キャリアプランに対する支援についての取組を記載している。人材育成評価制度についても、同じく記載している。
- ・前回からの変更はあるのか。  
⇒キャリア形成の支援については、前回の基本方針では簡単に触れる程度であったが、今回は具体的な項目出しを行った。評価制度の活用については、前回も記載はしているが、取組の中にこれまでより具体的に記載をしている。
- ・基本方針のため細かいところは書けないと思うが、次年度以降、取組の変革を進める認識でよいか。  
⇒今回は、大きい方向性について定めているため、具体的な取組については、実施していく中で方針に沿って進めていく。
- ・技術職員や専門職員の確保が難しい中で、記載されているキャリアリターン採用の採用検討等で、実際に職員が確保できるか疑問である。  
⇒人材確保については、現在想定されるものを記載しているが、時代の変化で方策は変わってくるため、引き続き、情報収集を行いながら、効果的な採用ができるように進めていく。
- ・大項目で「検討する」と記載され、実施内容においても「検討する」となっているため、検討の検討という記載になっているところがあるので、表現を整理されてはどうか。また、「等」を使い表現に柔軟性をもたせてはどうか。  
⇒表現について、検討する。
- ・教育委員会もこの基本方針に基づき、人材育成を行っている。推進体制として、市長・副市長の記載があるが、教育委員会は教育長から評価をもらうため、合わせて記載できるか検討されたい。

- ⇒市全体の育成確保の方針として定めており、全庁的な推進体制として市長との関わりを新たに追加したため、市長という表現をしているが、全庁的に連携しながら進めていく必要があると認識している。
- ・これは方針だが、採用の部分が薄いと感じる。なぜ受験者が少ないのか等の分析をしていただきたいと思う。複線型人事やオールマイティの職員を確保することや、専門分野に人材確保を進めていただきたい。
  - ・デジタル人材の育成・確保については、DXのトランスフォーメーションにおける部分をどう人材育成していくかであり、これは普通の職員の人材育成に関わる場所であって、どのようにデジタルツールを使うのかという意識になるため、職員全体がデジタルを使う思考を持つことが大事になる。

#### 【結論】

審議了とする。

#### (2)草津市子ども・若者計画の策定について(パブリックコメントの結果)

##### 【子ども未来部長から資料に基づき説明】

- ・パブリックコメントは令和7年1月6日から2月5日まで実施し、11人の方から30件の意見をいただき、その内1件を計画に反映した。周知方法については、記載のとおりであり、資料送付・閲覧等0件であった。個別説明については、くさつラウンドテーブルにて1件実施した。ホームページのアクセス数は1,068件であった。
- ・計画案に提出された意見と市の考え方について、1件目は子どもを預けられる人が誰もいないといった意見について、保育所等で一時預かり事業等の実施や普及・啓発に努める回答とした。
- ・2件目に、病気の際の対応について、情報の周知に努めるとした。
- ・3件目は、貧困状況にある子どもに対して、特に不足する性質は見られないといった意見について、支援者の調査の結果によって、子どもの性質と各関係機関との連携を図り、実態把握を進めるとともに、啓発・周知に努めると回答とした。
- ・4件目に、中学生や高校生等との対話の方法と提案で、計画策定を進めるにあたり、対話の場づくりを行い、御提案の多様な対話の方法について検討していく回答とした。
- ・5件目に、妊産婦のメンタルヘルスや小児救急について、小児救急医療体制と妊産婦のメンタルヘルスケアについての説明をした。
- ・6件目にアンケートの取り方について、小学生の実態を調べるため、クロス集計をしてほしかったといった意見について、クロス集計を実施している箇所と割愛している箇所を示す回答をした。
- ・7件目に1人でのんびりしたいと考えている子ども達が多いというアンケートの結果から、子ども達に集団行動や助け合いをどう伝えるかの意見であり、居場所づくりを含めて、コミュニケーションに関わる力も育まれていくものと回答している。
- ・8件目に、相談センターがうまく機能していないといった意見で、それぞれの相談窓口を設けて、相談分野を越えた、切れ目のない支援に取り組むと回答した。
- ・9件目に、はたけのこ体験事業について、さらなる発展を期待しているとの意見であり、今後は、新たな展開について検討すると回答した。
- ・10件目について、地域社会が独自に企画、運営する活動へ子ども・若者を参加させていくことが重要だとの意見であり、各まちづくり協議会への取組の内容や引き続き支援をしていくという回答としている。
- ・11件目に、子ども食堂の名称について、子ども食堂という名称は、一般に浸透していることと、各名称は、主催団体の想いなどがあるため、統一的な名前をつけることは難しいとの回答をした。
- ・12件目に、大学生の積極的な関わりについて、継続性・持続性に問題があるとの意見であり、アーバン

デザインセンターびわこ・くさつの大学連携の事例について回答した。

- ・13件目に、地域協働合校事業のあり方の再検討について、現在、社会教育委員会議において、地域協働合校の展開について、検討・研究を行っているところと回答した。
- ・14件目に、スクールESDについて、とても評価できるが、中学生の職場体験がマンネリ化しているとの意見であり、受け入れ側の事業所や団体との連携を図るとともに、働く意義や責任を感じてもらい、社会人として自立できる力を身につけるといった回答とした。
- ・15件目に、コミュニティ・スクールの運営についての意見で、地域における様々な立場の方を委員とし、会議のテーマに必ず地域連携を取り上げるなどの回答とした。
- ・16件目に、ICTを活用した教育の推進について、デメリットもあり慎重に進めるべきだといった意見であり、児童生徒が安全かつ適切にICTを活用できるよう、1人1台端末のフィルタリング機能などの環境整備を行うとともに、警察や少年センターの方による「SNSトラブル・ネットいじめ防止教室」等を行うなど、「情報リテラシー」や「情報モラル教育」の充実を図っていくといった回答とした。
- ・17件目に、メタバースや生成AIがデジタル技術をどのように活用するのかといった意見で、DX推進計画の中での取組と、教育・福祉分野については調査、研究をするといった回答とした。
- ・18件目に、重層的支援体制整備事業でひきこもりの若者への対策について、強化してほしい事業の意見で、引きこもりやヤングケアラー等のさまざまな困りごとを抱えた若者の支援へとつなげると回答した。
- ・19件目に、スクールソーシャルワーカーが不足していることから、質と量の充実についての意見で、スクールソーシャルワーカーの配置状況の記載と、今後必要な取組について進めていくと回答した。
- ・20件目に、障害について、びわこ学園を押し出してはどうかとの意見で、市が取り組んでいる事業を中心にまとめているため、びわこ学園に関する具体的な記載はないと回答した。
- ・21件目に、生まれ育った地域に愛着をもつこどもが大切で、特に自分より年上の大人と関係を持つことは重要との意見で、それぞれの特性を生かした、地域でのこどもの育ちや地域の子育て力を向上させる取組を推進すると回答した。
- ・22件目に、PTA以外に学校や地域とゆるやかにつながる仕組みづくりが必要との意見で、PTAを含め、それぞれの学校の実情に応じた、学校や地域と保護者とがつながり、保護者同士の交流がなされているといった回答をした。
- ・23件目に、子育てのしやすさの目標値について、客観的な根拠となるものを提示し、アンケートについては、誰もがわかりやすく利用できるようなすべきとの意見で、提案にあった、子育てに関する客観的な指標については、引き続き、調査、研究をすると回答した。
- ・24件目に、各種手当の支給額も目標に掲げていただきたいといった意見で、国の制度のため、市の指標とはしていないと回答した。
- ・25件目に、SNS等の強化でストーリーやハイライトを活用することについての意見で、御提案の内容も含め、効果的な手法を検討していく旨の回答とした。
- ・計画に反映をした、26件目について、キラリエラウンドテーブルに参加いただいた方からの意見で、ラウンドテーブルに参加した際に、市が子育て支援施策を展開し、こどもを対象としたイベントを多く開催しているが、こどもたちが企画から関わり、主体的に考える機会があればよいという意見があったため、高校生や社会人になった若者も含め、異年齢、異学年が関われる機会として、またさらに地域の方々との交流の機会として事業を進めていただきたいとの意見があった。このことから、計画の対面形式の意見交換の項目の記述について、「多様な層から」を「小中学生や高校生、大学生等、多様な世代のこども・若者から」に改め、「また、意見反映による取組につきましては、こども・若者の主体的な参画や地域との連携を進めます。」を追記するもの。
- ・27件目に、いきいき夢の場についても提案で、御提案いただいた多様な対話の機会の在り方について

は、引き続き、検討していくと回答した。

- ・28件目に、学校の協力を得て、授業や部活動と連携することについての意見で、子どもサミットと連携や立命館大学との連携についての回答をした。
- ・29件目について、新たな第3の居場所づくりの推進と地域まちづくりセンターの営利目的でのセンター使用制限の撤廃についての意見で、第3の居場所については今後の参考にさせていただき、地域まちづくりセンターの営利目的については、まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進しているため、現時点では使用制限の撤廃を考えていないと回答した。
- ・30件目に、今回の計画での独自性や強みについて、こども・若者の社会参画・意見表明やこども・若者の居場所づくりを重点的な取組としていることが挙げられると回答した。
- ・パブリックコメントの意見を反映した内容を新旧表として記載している。
- ・施策の体系の部分に、滋賀県と調整し、変更後は、別紙に取りまとめて、計画的に実施する。別紙は、年度ごとに定める個別事業の実施計画であることから、この実施計画と本体計画との関連性を明確にすることについて滋賀県から指導があり、修正をした。
- ・スケジュールについて、部長会後に議会に報告し、3月中旬・下旬に定例教育委員会と子ども・子育て会議に報告する。
- ・事業名と組織名について、今後変更していくことから、最終的に本計画の中でも反映していくことを考えている。

#### 【主な質疑・意見】

- ・概要資料では「草津市こども若者計画」であり、本編では「草津市こども・若者計画」と記載されており、議案査定時では中点をとると聞いているが、どの段階でどのように変更されるのか。  
⇒本編のとおり中点があることが正しいため、概要版を修正する。組織名や外部委員会については、中点なしとなるが、計画や計画内容についての記載は、中点ありとなる。
- ・本編の量の見込みについて、トータル人数で見ると人数は確保できているが、年齢別にみると確保の部分が不足している箇所がある。トータル人数で補っているという認識でよいか。  
⇒0～2歳については、待機児童が発生しているところがあり、来年度以降予算の中にも小規模保育施設の整備等も追加をしている。一時的に不足する時期はあるが、そういうことが起こりにくいような施設整備を進めていく内容である。

#### 【結論】

審議了とする。

#### (3) 大津湖南都市計画区域区分の一斉随時見直しにかかる本市原案について

【都市計画部長から資料に基づき説明】

【非公表事案のため記録なし】

#### (4) 草津市教育振興基本計画(第4期)の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:審4-1~4】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・【審4-1】令和6年12月25日から令和7年1月24日までパブリックコメントを実施した結果、2人から2件の意見はあったが、計画への反映はしないこととしている。今後、議会への報告をする予定である。

- ・【審4-1】意見の内容としては、1件目は、クラスが荒れてしまうことに対し、ベテラン教員の補助により運営スキルを育てたり、補助教員を入れたりしてはどうか。また、保護者も授業の見守り等を行い、参観日だけでなく、学校が開かれた場所になってほしいという意見であった。市の考え方としては、現在も経験豊富な元校長などをスキルアップアドバイザーとして派遣し、個別に指導を支援している。また、クラス運営に複数の教職員が関わることは大切なことと認識をしており、今後も組織的な学校運営に努めていく。そして、市内小中学校の中には、学校公開期間を設けて期間中は保護者が自由に参観できる形式をとっている学校もあることから、今後も積極的に学校公開を行うことで普段のこどもの様子を参観してもらえるよう、保護者や地域に開かれた学校運営に努めていくとした。
- ・2件目は、『不登校』という名称の変更と、こどもたちの多様性を認め、一人ひとりが、心身ともに健やかに生きていける社会づくりについての意見であった。市の考え方としては、不登校の名称については、法律や学習指導要領等に使われていることから、また、一般的に概念が浸透している言葉なので変更はしないが、多様な学びの場について、理解を促進することは大変重要であると認識をしているため、今後も不登校の状況にあるこどもたちの学びと成長の機会の確保に努めていくとした。
- ・2件の意見については、計画に基づく具体的な取組にあたっての参考とし、計画本文の修正等の反映はない。
- ・【審4-4】今後のスケジュールについては、本日の部長会議後、2月下旬には議会へ報告し、年度内の計画策定を予定している。

#### 【結論】

審議了とする。

### 3. 重要報告

#### (1) 草津市国土強靱化地域計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:報1-1・2】

##### 【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・【報1-1】令和7年1月8日から令和7年2月7日までパブリックコメントを実施し、意見者数、意見総数、意見の反映件数は0件であり、市のホームページのアクセスは59件であった。
- ・【報1-2】今後、3月上旬に議会に報告する予定である。

#### (2) 令和7年度2月定例会市議会 提出予定議案について

【資料:当日配付】

##### 【南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)から資料に基づき説明】

- ・【議案一覧表】2月27日から開会の2月議会に提案する議案は、開会日提案では、当初予算の8件、条例が一部改正と廃止の16件、一般提案が3件の合計27件となっている。
- ・その他、先決処分の報告が1件と、開会日に補正予算の追加提案と最終日には人事案件の追加提案を予定している。
- ・議第10号は、草津市部設置条例の一部改正に伴う、部の名称について「子ども未来部」から「こども若者部」に変更するもの。国においては、ひらがな表記の「こども」の使用を推奨されており、本市においても今後の行政文書について、国の判断基準に基づき、ひらがな表記の「こども」を使用する。
- ・議第11号は、草津市附属機関設置条例の一部改正に伴い、審議会の名称変更等および新設にかかる改正である。名称変更等については、現在の草津市子ども・子育て会議の担当事務の範囲を明確化する

るため、草津市子ども若者会議に変更する。併せて、審議会の定員について、18歳以上、25歳未満の若者1名と公募委員1名の2名を増員し、合わせて22名以内とするものである。新設については、草津市木川・西一団地建替にかかる事業者の選定について、学識経験者等からの意見を聞く必要があるため、選定委員会を設置するものであり、定数は6名以内である。

- ・議第12号は、草津市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例および草津市税条例の一部改正である。いわゆるマイナンバー法の改正により、マイナンバーカードの代わりに、スマートフォンで本人確認が行えるように、新たな情報が法律に追加されたことに伴い、本市の条例の条項のずれを解消するものである。
- ・議第13号は、草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正である。内容は2点あり、1点目は職員が請求した場合に、超過勤務の免除対象となる子の範囲について、これまでの3歳未満から小学校就学前の子に改正するもの。また2点目は、介護離職を防止するため、仕事と介護の両立支援制度の効果的な周知と、利用しやすい雇用環境とするため必要な規定の整備を行うものである。
- ・議第14号は、草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正および、議第15号、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正については、報酬審議会において、議会の議員および市特別職の報酬額について、「2. 26%の引き上げが適当」とする答申に基づき引き上げを行うものである。施行日は令和7年4月1日からになる。
- ・議第16号は草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、人事院勧告による国・県の改正に準じて改正するものであり、①月例給の改定で、若手・中堅職員の早期昇格時の給与を改善するため、給料表を改正し、最低水準の引き上げを行うものである。②地域手当の改定で、2年間かけて段階8%へと引き下げを行うものである。③その他諸手当を改定するもので、扶養手当等の他に4つの手当に関する改定である。
- ・議第17号は、草津市職員の退職手当に関する条例の一部改正であり、雇用保険法の一部改正に伴い、就業手当が廃止されたこと、合わせて、雇用情勢が悪い地域に認められていた基本手当の延長給付の期間が2年間延長となる改正である。
- ・議第18号は、草津市税条例の一部を改正するものであり、入湯税にかかる課税免除額について、昨今の物価上昇等を考慮し、利用料金の水準を1,000円から1,500円に引き上げるとともに、宿泊を伴わない施設利用にかかる区分を新たに設定すること等を行う。施行日は令和7年4月1日である。
- ・議第19号は、草津市国民健康保険税条例の一部改正であり、国民健康保険事業特別会計収支の均衡を図るため、各課税の税率税額の引き上げを行う。
- ・議第20号は、草津市手数料条例の一部改正であり、1点目は、建築基準法等の改定に伴い、すべての新築住宅等に省エネ基準の適合が義務付けされることになったため、手数料の改定を行う。2点目は、産後ケア事業であり、新たに通所サービスを開始するとともに、既存サービスの手数料を3割から2割負担へと引き下げを行う。
- ・議第21号は、草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、1点目は、家庭的保育等の特定地域型保育事業者には運営にあたり、連携施設の確保が必要となるが、全国的には確保が困難なため、連携施設の基準の緩和、経過措置の延長が行われることから、必要な規定の整備が行われるもの。2点目は、栄養士法の一部改正に伴い、内閣府令が改正され管理栄養士を追加するもの。
- ・議第22号は、草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正であり、第21号と同様に栄養士法の一部改正に伴い、厚生労働省令が改正され、管

理栄養士を追加するもの。

- ・議第23号は、草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正であり、1点目は、地域包括支援センターの職員配置について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、非常勤職員の労働時間を常勤職員の労働時間に換算することができるようにするもの。2点目は、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、圏域ごとに3人配置をする原則の基準について複数の圏域を一つの区域とみなし、職員の配置ができるようにするもの。
- ・議第24号は、草津市金融審査会設置条例を廃止する条例案であり、小規模企業者小口簡易資金貸付制度の廃止に伴い、草津市金融審査会を廃止するもの。
- ・議第25号は、草津市布設工事監督者の配置基準および資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正であり、布設工事監督者および水道技術管理者の資格基準が変更になったことに伴う改正である。
- ・議第26号以降、一般議案である。第6次草津市総合計画第2期基本計画の方針および施策について市議会基本条例第15条により、議会の議決を求めるものである。リーディングプロジェクトおよび23の分野に体系的に整備された基本方針ごとの施策について議決を求めるもの。
- ・議第27号および議第28号については、市道路線にかかる議案であり、山手幹線の整備に伴うもの、民間の開発工事に伴う帰属等により、路線の再編として議第27号では新たに12路線の認定、議第28号では2路線の廃止を行うもの。
- ・P5専決処分報告であるが、公用車が民家のカーポートの支柱および雨樋に接触し、損傷させた損害賠償額として、121,270円を相手方に支払うもの。市の過失割合が100%である。
- ・次に、令和7年度当初予算について【令和7年度当初予算の特徴】で説明させていただく。
- ・P1令和7年度予算は651億8千万円で、昨年より24億7千万円、3.9%の増となった。一般会計の予算規模としては過去最大となった。
- ・予算規模が大きく膨らんだ主な要因として、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に約7億円、市内一斉緊急放送システム装置の更新など防災体制の強化に約6億円、児童手当給付が国の制度拡大に伴い約10億円増の約37億円、人件費が約10億円の増となるほか、社会保障関係経費である扶助費等の増などにより、予算規模を押し上げたもの。特別会計を合わせた全会計の総額が1,008億6,800万円で、過去最大となった。
- ・P4令和7年の市税収入は、約265億6,600万円で、対前年6.9%、約17億1,400万円の増、令和6年度の定額減税による影響6億5,400万円を除いた実質的な比較においても、4.2%増の約10億6,000万円の増収となり、過去最高額を見込んだところ。主な要因は資料記載のとおり。
- ・P5地方交付税は30億8,600万円であり、そのうち普通交付税は26億3,400万円で8億4,100万円の増を見込んでいる。臨時財政対策債は0円となり、平成13年の制度創設以来、初めて発行されないことになった。
- ・P7繰入金としては、令和7年度は約30億円で、対前年比20.5%の増となった。主な要因は、資料記載のとおり。最終的には、財政調整基金から7億円、減債基金から3億円の基金繰入を計上した。
- ・基金残高について、令和7年度末で、約162億100万円と見込んでいる。なお、現在とりまとめ中であるが、2月補正予算で、5億5千万円上積みになる見込みである。
- ・P8令和7年度の市債は39億8,500万円。対前年比43.5%の減である。主な要因は、資料記載のとおりで、小中学校の学習者用・指導者用端末の更新で約5億円、防災スピーカーの更新で約5億円を見込んでおり、市債残高では、令和7年度末で435億7,600万円と見込んでいる。
- ・P13は性質別歳出のポイントを示している。人件費では、令和6年度人事院勧告に基づく給与改定や職



員定数の上限引き上げ等に伴い、一般職員給与で約4億5,000万円、会計年度任用職員給与で約4億3,000万円、対前年で9億5,300万円の増となった。扶助費については、児童手当の拡大で約10億円、生活保護費で約4億6,000万円、公定価格の改定に伴う、保育所等の就学前保育施設の運営費で約5億6000万円などが主な要因である。投資的経費は、対前年42億5000万円の減となっており、市立プール整備や小中学校体育館のエアコン整備が完了したことが要因となった。また、その他経費の内、物件費は、小中学校の学習者用・指導者用端末更新など、補助費では、国スポ・障スポの開催、繰出金は、小学校給食の1学期無償化に伴い増となっている。

- ・P15令和7年度のプライマリー・バランスは今回、約7億円の黒字となる見込みである。
- ・P18、19財政規律ガイドラインに定める各種(目標設定)指標の状況としては、人口1人当たり人件費・物件費等の合計のみ基準オーバーとなっている。
- ・本日紙で配布した資料については、部長会議終了後にデータを庁議室フォルダの方に格納させていただくので御活用いただきたい。
- ・今後のスケジュールについては、明日19日(水)午前正副議長へ説明した後、同日午後から記者会見を行うので、各部長には対応をよろしくお願いする。
- ・資料の解禁について、20日(木)の議会運営委員会の終了後に解禁とさせていただくので、取扱注意をお願いします。解禁は、テレビ・ラジオ・インターネットは記者会見の翌日20日(木)午後5時、新聞は翌21日(金)の朝刊となっているので、各課に記者からの問い合わせがあれば、丁寧な対応をお願いしたい。

### (3)草津市自転車安全安心利用促進計画の期間延長について

【資料:報3-1-2】

#### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・【報3-1】自転車安全安心利用促進計画については、平成28年から令和7年度までの10年間の計画であり、国の第2次自転車活用推進計画が令和7年度まで、県の第2次滋賀県自転車活用推進計画が令和8年度までとなっている。本市の次期自転車安全安心利用促進計画の策定実施予定を令和7年度から令和8年度へと変更する。また、現行計画の計画期間についても、令和8年度末まで1年間の期間延長するものである。
- ・本日の部長会後に議会に報告し、その後、市民にホームページ等で周知する。

### (4)(仮称)南草津駅西口第2自転車駐車場の整備について

【資料:報4-1】

#### 【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・【報4-1】建設地の地中から障害物(捨てコンクリートとシートパイル)が確認され、当該土地の前所有者との調整・撤去に時間を要することから、工事期間を令和7年9月に、供用開始を令和7年10月に変更するものである。
- ・捨てコンクリートについては、前所有者で撤去いただくことで調整済みである。シートパイルについては、前所有者の建設とは関係のないものであった。
- ・工期が遅れることについて、議会への説明と市民への周知を行う予定をしている。

## (5)草津市既存建築物耐震改修促進計画の期間延長について

【資料:報5-1~3】

【建設部理事(住宅担当)から資料に基づき説明】

- ・【報5-1】本計画は、耐震改修促進法に定める耐震に関する事項について、草津市では努力義務で計画を定めている。耐震化を推進しており計画で定めるものの一つとして、建築物の耐震改修の実施に関する目標値を定めることになっており、現計画では令和7年度末で97.5%を目標としている。最新の令和5年1月時点では、94.6%で目標値までは届かないものの順調に推移している状況であり、また国では耐震性のない建物を令和12年、概ね解消と目標として定められ、本市の耐震化率は、令和12年の推計値として98.1%と見込んでいる。  
このことから、本計画は記載している施策を進めることで、現在、国・県の方針等は現計画の内容で対応できることから、計画期間を毎年延長し、引き続き、施策を進めるとともに、今後発表される国県の動向を注視し、必要に応じて新たな政策展開を行う方針とする。
- ・スケジュールについては、令和7年2月中に議会に報告する予定である。

## 5.その他

【南川副市長(総務部長事務取扱・法令遵守監事務取扱)より】

- ・2月議会の内容を確認し、しっかり準備しておくこと。
- ・令和6年11月議会の予算委員会のように、議員から「分からない」や「資料がないため、回答できない」等の答弁が無いようにと意見があったため、予算委員会に向けて、各所属長にしっかり準備するよう各部長から指示をしていただくようお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp